

エコアクション21地域判定委員会規程

エコアクション21地域事務局 かがしま

地域事務局エコアクション21認証・登録制度実施要領1. 2に規定するエコアクション21地域判定委員会（以下「地域判定委員会」という。）の所掌事務などは、次のとおりとする。

（所掌事務）

第1条 地域判定委員会は、次の事項について審議を行う。

- （1）受審事業者のエコアクション21 認証・登録の地域事務局としての可否
- （2）その他受審事業者のエコアクション21 認証・登録に関する事項
- （3）受審事業者より審査人の登録審査結果についての異議申し立て

（地域判定委員会の構成）

第2条 地域判定委員会は、必要に応じ複数設置し、一つの委員会は5名の委員をもって構成する。委員は、次に掲げる者などから選出する。

- （1）事業者の環境への取組などに関する専門家及び学識者
- 2 地域判定委員会に委員長を置き、その選任は委員の互選による。

（委員の委嘱）

第3条 委員は、一般財団法人鹿児島県環境技術協会理事長が委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の途中で交代就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（地域判定委員会の開催）

第5条 地域判定委員会は、エコアクション21地域事務局 かがしまが招集する。

- 2 地域判定委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 地域判定委員会は、必要に応じて開催するものとする。

（会議の定足数及び議決数）

第6条 会議は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。

- 2 会議の決議は、全会一致を原則とする。

（規程の改廃）

第7条 本規程は、エコアクション21地域運営委員会において、委員の2/3以上の賛成によって改廃できるものとする。

（報酬等）

第8条 地域事務局は、委員に報酬（含む交通費）を支給することができる。

(機密の保持)

第9条 委員は、受審事業者及び認証・登録事業者の業務上知り得た情報及び入手した業務に関する情報（既に事業者が公開している企業情報、中央事務局がホームページ上で公開する認証・登録関連情報及び環境活動レポートを除く）について、その管理を適正に行うとともに、その秘密を保持し、第三者に開示しない。機密は、委員就任中はもとより、委員退任後も他に漏らしてはならない。

(事務局)

第10条 地域判定委員会は、地域事務局が所掌する。

(附則)

1 平成 19年5月1日 制定施行

(附則)

第2条1項及び第6条1項は平成23年4月22日より施行する

(附則)

第3条1項は平成25年4月18日より施行する